

第7回佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成18年6月27日（火曜日）

出席議員 (22名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き め 系
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記	小 林 茂 子		
説明のため 出席した者 の職氏名 (3 0 名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 副 園 長 (代 理 出 席)	石 田 俊 人
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生 涯 学 習 課 長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	井 村 均
	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商 工 観 光 課 長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 総 務 課 長	山 口 清
	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠席者 (1 名)	天 文 台 公 園 長	黒 田 武 彦		
遅刻者 (0 名)				
早退者 (0 名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 第 1 議案第 128 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 124 号 議案第 125 号及び議案第 133 号について（委員長報告）
議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 126 号議案第 127 号、議案第 123 号、議案第 129 号、議案第 130 号及び議案第 132 号について（委員長報告）
議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定について
議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
議案第 123 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定について
議案第 132 号 佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 131 号について（委員長報告）
議案第 131 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 151 号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 152 号 物品購入契約の締結について
- 第 7 発議第 2 号及び発議第 3 号について（委員長報告）
発議第 2 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について
発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定について
- 第 8 発議第 4 号発議第 5 号及び発議第 7 号について（委員長報告）
発議第 4 号 「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について
発議第 5 号 「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について
発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について

- 第 9 発議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について（委員長報告）
- 第 10 請願第 2 号 第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件（委員長報告）
- 第 11 陳情第 1 号 町有地に関する陳情書について（委員長報告）
- 第 12 発議第 11 号 「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出について
- 第 13 閉会中の常任委員会所管事務調査について

開会 午前 10 時

議長（西岡正君） おはようございます、若干早いんですが全員おそろいでございますので、開かさせていただきます。梅雨の大変うっとうしい日が続くわけですが、議員各位におかれましてまた町長はじめ職員の皆様方には、お元気で早朝よりお揃いで御出席賜り本当にご苦労様でございます。過日本会議以来それぞれ常任委員会に御出席いただき各慎重審議を賜り大変ご苦労様でございました。開会に先立ち御報告あげておきますが、本日 3 件の追加案件が出されております。よろしく御審議の程お願い申し上げます、そして欠席届が出ております。西はりま天文台園長黒田氏から欠席届けがでております。代理出席として石田副園長が出席をしていただいておりますのでよろしくをお願い申し上げます。ただ今の出席定数は定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1、議案第 128 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 日程第 1、議案第 128 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正についてを議題にいたします。日程第 1、『議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例』に対する修正案ついて、を議題といたします。修正案に対する質疑は終結いたしておりますので、これより修正案に対する討論に入ります。討論ございますか

〔平岡君 挙手〕

18 番（平岡きぬ糸君） 私は修正案に賛成の討論を行います、第 128 号佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての修正案に対し賛成、合併に伴って調整するのにあたっては、負担は低い方と言うのが町民の強い要求です、最も低い合併前の三日月町地域の率に合わせようとする修正案に賛成いたします。長引く不況、リストラ等完全失業率は 4%を超えています、また定率減税の半減など政府税制改悪により所得税、住民税の増加が今年 6 月から、徴

収分から一気に上がっております取り分け 65 歳以上の高齢者は公的年金などの控除の引下げや高齢者控除の廃止、非課税限度額の引下げなどで負担が急増するとともに 10 月からは医療費負担が増えることになります。更にこの度の国保税や介護保険料の値上げが住民の不安を大きくしております、国保税の引上げに伴って税金を払えない人が一層増えると思います。佐用町では保険証の資格証明発行が平成 18 年 6 月 1 日で 19 件、短期証が 63 件、国保滞納額が平成 18 年 4 月末で 71,821,671 円、払いたくても払えない高い保険税の改善が早急に求められているところです、高すぎる国保税を引下げ保険税が払えない滞納者を根本的に解決するためには、一般会計からの繰入額を増やし保険税の加入者負担を削減することです。一般会計からの繰入はルール以外でも法的な規制はありません、当局の自主的の判断により繰入を行うことができます、現在社会保険等に参加している人も退職すると国保に加入するわけですから、恩恵は町民みんなが受けることになります。また積立金を取崩して加入者負担を軽減すること、国に対して国庫負担金を、県に対しては県の補助の増額を求めることなど、国自治体の公費負担を減らすことが必要です、病気や失業等によって所得が激減したり所得が低く保険税を支払うのが困難な世帯には法定減免に加え自主減免を加え自主減免の制度をつくる必要があります、国保会計の改善を図って払いやすい国保にすることが求められております。国民皆保険制度を堅持して医療を受ける権利を保障することが当局に求められていることを述べて本修正案に賛成討論とします。

議長（西岡正君） はい、他にございますか。無いようですので、これで修正案に対する討論を終結いたします。これより、修正案について採決に入ります。議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案について、修正案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。起立少数と認めます。よって、修正案は、否決されました。修正案は否決されましたので、議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。本案についての、質疑は終結いたしておりますので、これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、松尾議員

7 番（松尾文雄君） 議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。この度の税制、税率改正は合併協議会で 18 年度から同率課

税とする、とのことで今回税率改正が提案されたとおもいますが、税というものは急激に増やしたり減らしたりするものでなく、町として大幅な負担に対し配慮をすべきでないかと考えます。税率案事例計算表を見ますと中間所得者で総所得金額が 135 万円の二人家族の場合、それぞれ旧町ですけど、旧佐用町では 3,800 円、旧上月町では、8,000 円、旧南光町では 3,600 円、それぞれ軽減されております。旧 3 町の軽減された金額は 15,400 円に對しまして旧三日月町では 34,600 円の増額になります。納期は 8 期となっておりますから旧三日月町が保険料の納税額が 1 回に支払うのが 4,325 円の負担増になります。また高所得者で総所得金額が 450 万の 4 人家族の場合、旧佐用町では 4,500 円、旧上月町では 22,900 円、旧南光町では 18,500 円それぞれ軽減されます、旧 3 町の軽減された金額によりますと 45,900 円です。三日月町は 82,800 円の増額になり 1 回の保険税の納税額が 10,350 円の負担になります、合併協議会で決まっているとか国保運営協議会が承認したからといって安易に足して割るような税率の決め方をするのではなく、大幅な引上げをする場合段階的に引上げる、引上げ同率課税すべきだと思います。国保会計は非常に厳しいものがあります、旧 4 町で合併前にあった準備基金の残高が 19,650 万、合併後平成 17 年度に 81,400 万が取崩されております、また本年 18 年度の当初予算では 42,000 万が取崩されております、基金の残高は約 80,000 万程度と思われます、基金はあくまで医療費等の突発的な高額費用が必要になったときに取崩すもので当初予算から取崩し、繰入れる事は通常では考えられない予算であります。新佐用町は協働の町づくりを目指しておりますが、ある地域だけの住民だけに大きな負担を負わすことは新佐用町に大きな汚点を残し今後の町づくりに影響がでないかと心配するものであります。今後、現在町全体で約 70,000 万からの滞納があります、これをどう解決するか、また国保会計の健全化、健康づくりと医療費の関係等十分に検証し、被保険者に理解の得られる税率にすべきだと思います。よって議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対し、反対討論とします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、他に、金谷議員

6 番（金谷英志君） 議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。合併してもばら色ではない、しかし合併しなければ町がやっていけない、といって新佐用町が発足いたしました。合併協議のなかでは、国民健康保険の運営については議事録をみても深い議論が

なされておりません、新町発足の国保運営審議会では旧三日月町の公益代表委員が欠席するなど町民の意見が反映されているとも言えません、この条例改定による発足当初からの国保税に大幅な引上げは住民税、所得税の定率減税の半減や高齢者控除廃止と公的年金控除の縮小など課税強化の中、三日月地域住民にとっては更に大きな負担となります。国保会計は国保負担増を求めるとともに健康診断の受診率のアップや高齢者の外出支援、仕事場づくりなど総合的施策のなかで健康づくりに取組み医療費の抑制に努めることが大切であります。この度の税率、税額の大幅な増税に反対し討論いたします。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、他にございますか、はい川田議員

16 番（川田真悟君） 議案第 128 号につきまして賛成討論いたします。その件につきまして先ほど修正案が出されましたけれども、其の件につきましては税率が安いほうにとのことでしたが、私はこの税率に関しましては近隣の町また近くの各市町と比べましてもなんら高いとは思っていません。妥当な税率であろうかと思っております。反対討論のなかにありましたけれども、三日月地区の負担が一遍に増えるということでございますけれども、この件につきましても特別委員会の中では、色々協議させていただきました意見も言わさせていただきました。税率が低くあったんでなしに、平成 14、15 年、2 ～ 3 年間で三日月町におきましても税率が大変安かったことは認めております。何故安かったか、どういった健康づくりに町が一丸となってやったかと、色々研究してまた新しい新町につきましても健康づくりに邁進できることを検討していただき、あくまでも税率が当然安い方がよろしいですから、全町民が協力して税金、税率を引下げよう、負担を安くするように努力して行ってもらいたいと思っておりますのでこの件に関しましては賛成討論とさせていただきます。

議長（西岡正君） はい、他にございますか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 無いようですから、これで本案に対する討論を終結いたします。これより本案についての採決に入ります。議案第 128 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成

の方の起立を願います。起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 124 号、議案第 125 号及び議案第 133 号について

議長（西岡正君） 日程第 2、議案第 124 号、議案第 125 号及び議案第 133 号について一括議題といたします。本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長敏森正勝君

総務常任委員長（敏森正勝君） おはようございます、命によりまして総務常任委員会を開催しましたので審議の経過及び結果を報告いたします。去る 6 月 15 日午前 9 時 30 分から議員控室におきまして、6 月 6 日の定例会に委員会付託を受けました、議案第 124 号から陳情第 1 号まで計 7 件の審議を委員全員出席のもと開催いたしました。出席者は当局から町長、助役、総務課長、財政課長、三日月支所長、また議会議長、議会事務局長、小林主幹そして請願第 2 号紹介議員を含め委員会を開催いたしました。日程変更し請願第 2 号から審議を行っております、本日の日程に基づいて報告いたします。それでは議案第 124 号佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります、説明が総務課長からありました、内容につきましては、通勤の範囲の改定で、国家、地方公務員の災害補償の一部改正に伴うものであります。第 2 条の 2 項によります、就業の場所から通勤場所への移動、また、単身赴任者の赴任先から帰省先の居住、住居への移動より通勤手当、通勤災害の範囲が拡大され、法のなかで、障害の等級が、障害等級に、総務省令のなかでの改正内容になっている。いう説明であります。この説明によりまして、5 名の質問がありました、其の質問の主な内容は 3 件挙げてみますと、非常勤の職員は、何人くらいいるか、最近、該当者はいるか、どのような人が認定委員になっているか、という問いに対しまして、回答は町が委嘱している人数は全体で 1,380 人。この事例は新佐用町になってからではなく、認定委員会は該当無いため開催していない、いうことであります。またもう一点今回の改正は、通勤の範囲の拡大ということで分かるが、従来は居住からでないと通勤範囲として認められなかったのか、という問いに対しまして、旧条例では、居住と勤務場所との間を往復する場合であったが、今回は勤務場所から他の勤務場所への移動であるということであります。もう一点でござい

ますが、今回非常勤職員となっているが、一般の常勤職員の改正は行われているか。ということにつきまして、町条例でなく、県と１本化で改善される。ということでございます。討論はなくして、採決を行い全員賛成で可決しております。次に議案第１２５号佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について総務課長から説明がありました。その内容につきまして、旧町の分を整理しながら、省令制定をし、県条例等に基づいて、精査をした、１３条の関係で、個人情報の取扱いの指針の作成と、条例のなかでうたっておる、個人情報の規定の関係は、県条例で策定されており、町条例のなかでは、必要ないとして削除した。また個人情報の取扱い事務の関係で、８条、９条は１３条の関係のなかで、充分適応できる、また８条、９条は県条例のなかで７条までに決められており削除して整理をした。いうことであります。それにつきまして質問内容ですが１３条は県条例でうたっているということが必要なしということですが、１４条では第７号で登録簿の関係で、個人情報のおもな収集先の後、収集の方法は削除となるが、これも県条例でうたっているか。いうことでございますが、それに対しまして回答であります。個人の情報の収集等の方法について、県条例においても、文言的に、収集先ということで条例のなかで含まれているので、準じたということであります。討論なしで、採決行いまして全員賛成で可決しております。議案第１３３号佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について、説明を財政課長がしております、指定管理者制度の関係で現在、委託等の文言を使ってるものを、訂正している、指定管理者制度に移行できるものは、指定管理者という文言に切替え、また直営の場合は委託を削除した、今回、１８条文中、１１の条例は指定管理者制度の文言を入れ、７条分は委託を削除した、本年９月から指定管理者制度に移行するということの関係で条文の整理をした、質問は７件ありましたが主なものを報告します。指定管理者と町営とに分けたということであったが、町営にした施設と指定管理者制度にした施設、どういう基準なのか。ということに対しまして、現在、委託しているものでそのまま指定管理者に移行できる要素のあるもの、例えば１条にあります佐用町上月文化会館条例の一部改正は部分的に、一部を他が使っていることがないので、全体を指定管理者に移行できる。決めたからすぐに移行できるものでなく、充分慎重に関係課と調整し、進めるまた条文だけ、法に基づいて作成した、いうことであります。またもう一点集会所条例の改正で、委託を削除することにより、旧上月町の集会所は、自治会長に委託してやってきたが、打切ることで、何か変わっていくか、ということに対しまして旧上月町の町立集会所条例３２施設ある中で、直営したから内容が変わってくるというものでなく、各町によっては、補助金を受け建設しているので、補助金適正化法の関係があり、将

来的には、集落へ移管するよう考えたい、また直営の場合指定管理者自体の目的は、民間の活力も取入れていこうという狙いがあれば、管理者を民間で成功した人、また、そういうところへ勤めていた人を指定管理者にすることが本来のあり方ではないか。という問いに対しまして指定管理者制度は、公募によってする方法と、公募によらない町長が指定する２通りがある。今回の条例は大半が受けていただく、公募しても、難しい部分を委託していたが、公募によらない指定管理者制度にした施設が大半ということです。またもう一点は料金表の改正についての説明をお願いしたい。ということであります。三日月文化センターの改正で、指定管理者制度の部分と、一部使用料の一部改正ということでございます。第７条関係が９条になりますが、全部で７室そのうち３室の部分の改正ということになる、１階の和室をママプラザに、２階の茶室を改修し、スポーツ２１のサークル室に、旧の公民館の事務所を図書室に、ロビーの図書コーナーを図書館の事務所に変更し、全体的に、７室から２部屋減になり５室になったということであります。使用料について、町民からクレームがついた場合は、町は関与できますか。ということにつきましては、使用料変更が生じれば、議会にかける。ということであります。討論を省略し採決しまして全員賛成で可決いたしております。以上でございます。

議長（西岡正君） 以上で総務常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 無いようですから質疑を終結します。これより本案について討論に入りますが、各議案ごとに討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。これより、本案について討論に入ります。議案第１２４号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 無いようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。
議案第１２４号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立を求めます。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。続いて、議案第 125 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。議案第 125 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 133 号、佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。議案第 133 号、佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 126 号、議案第 127 号、議案第 123 号、議案第 129 号、議案第 130 号及び議案第 132 号についてを一括議題といたします。

議長（西岡正君） 続いて日程第 3、議案第 126 号、議案第 127 号、議案第 123 号、

議案第 129 号、議案第 130 号及び議案第 132 号についてを一括議題といたします。本案につきましても、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長 松尾文雄君

厚生常任委員長（松尾文雄君） それでは、厚生常任委員会の報告を行います、去る 6 月 19 日、厚生常任委員会を開催いたしました。当常任委員会に審査を付託されました案件は議案が 6 件、発議 3 件であります。出席委員は 6 名、欠席 1 名、当局側は町長はじめ関係課長に出席を求めて審査を行ないました。以下案件ごとに審査の経過並びに結果報告を行います、議案第 126 号佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定についてであります。当局側に補足説明を求め質疑を行いました、委員の数が 15 名だったら、公募枠を設けては、との質疑に対して、今のところは公募は想定してないとの答弁がありました、また精神の方は、その人自身の状態が非常に変わりやすく、町とし相談が身近なところに行えるような体制が必要では、現在相談事業は、スムーズにしているかの質疑に対し、精神科の先生方も病院等、役割分担しきめ細かく、保健師と連絡調整をしております、また町内に精神科医がいないために、外部からの協力でチームワークもでき、体制づくりができた等の答弁がありました。また小規模作業所は、10 人ぐらいで良かったが、今度の自立支援法では、12 名が常時来ないと補助金対象にならない、その辺はどうかの質疑に対し、1 箇所定員 10 名の作業所は対象にならない。社会福祉法人の傘下に入るか、自分たちで法人を調整されている。何とか生き残れるよう調整を、検討との答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成者 5、反対者 0 名で議案第 126 号佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定については原案のとおり可決です。続いて議案第 127 号佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。当局側に補足説明を求め質疑を行いました。委員からは委員数の 5 名の留任はどうかの質疑に対し、介護保険の審査会は、4 班で 20 名、1 審査会で 5 名、最小単位 5 名を想定し 5 名と提案との答弁がありました。また認定に不服がある場合は、不服審査会はあるのかの質疑に対し、不服審査の申立ては、県が受けるとの答弁がありました。討論はなく採決の結果、賛成者 5、反対者 0 で議案第 127 号佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については原案のとおり可決です。議案第 123 号佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。当局側に補足説明を求め質疑を行いました、質疑はなく討論もありませんでした。採決の結果賛成 5、反対 0 で、議案第 123 号佐用町特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決です。議案第 129 号佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります、当局側に補足説明を求め質疑を行いました、退職報償金の引上げのランクが 3 段階で、その他の部分の引上げがなされない理由はとの質疑に対し、施行令の改正がありそれに従って改正したとの、答弁がありました。現在の団員数はとの質疑に対し、条例定数は 1,245 人、実数は 1,170 人ですとの、答弁がありました。討論がなく、採決の結果、賛成者 5、反対者 0 で、議案第 129 号佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決です。議案第 130 号佐用町保健対策推進協議会条例の制定についてであります、当局側に補足説明を求め質疑を行いました、健康さよう 21 計画というものは、コンサルに委託されるのかの質疑に対して、一応コンサルに委託している、必要に応じたワーキンググループ等も考えてる、との答弁がありました、健康さよう 21 は、健康日本 21、情報公開や交流があったと聞くが、佐用としては、との質疑に対し、参加したことがないとの答弁がありました、委員の委嘱で公募はありますかの質疑に対し、今のところ公募は考えていないとの答弁であります。討論はなく採決の結果、賛成者 5、反対者 0 で、議案第 130 号佐用町保健対策推進協議会条例の制定については原案のとおり可決です、議案第 132 号佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。当局側に補足説明を求め質疑を行いました、企業職員の範囲は何処までかの質疑に対し、水道課 11 名、公営企業職員としての給与の支給は 3 名、残り 8 名が簡易水道会計から支給との答弁がありました。討論はなく、賛成者 5、反対者 0 で議案第 132 号佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決です。以上です。

議長（西岡正君） 以上で厚生常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので以上で委員長の報告についての一括質疑を結びます。これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。これより、本案についての討論に入ります。議案第 126 号、佐用町障害福祉計画策定委員会設

置条例の制定について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。議案第 126 号、佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立 全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 127 号、佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。議案第 127 号、佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員と認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 123 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。議案第 123 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 129 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。議案第 129 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 130 号、佐用町保健対策推進協議会条例の制定について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。議案第 130 号、佐用町保健対策推進協議会条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員と認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。議案第 132 号、佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、これで本案について討論を終結いたします。
続いて、本案について採決に入ります。議案第 132 号、佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方の、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員と認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 131 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 日程第 4、議案第 131 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案につきましても、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりますので、これより産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長森本和生君

19 番（森本和生君） 本議会において本委員会に付託されました議案 131 号に対し産業建設常任委員会を開催いたしましたので主要な審議の経過及び結果を報告いたします。日時平成 18 年 6 月 16 日 9 時 27 分から 11 時 05 分まで、場所役場 3 階委員会室、出席者委員全員、議長、当局からは町長、助役、農林振興課長、住宅管理課長計 4 名、議会事務局長、副局長です。付託案件、議案第 131 号佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります、提案の補足説明を求めました、公営住宅の施行令との相違点を修正するという事で今回あげております、又別表の町営住宅に名称、位置等の表示を改正したいと思っております。まず 6 条入居者の資格に規制、第 1 項 3 は身体障害者だった場合の障害程度の内容、施行令にあわすため 2 項から 4 項に、6 条 3 項ア、イ、ウには住宅に入居に対する収入金額等で、政令で定める 20 万、26 万、一般は 20 万ですが、身体障害者又は 60 歳以上等の方には 26 万の額があります、この項から 5 項であります、5 項に変更、7 条につきましては入居者資格の特例で、同条各号に掲げる条件を、1 号は該当しませんので、2、3、4、5 号に変更というわけでございます。施行令の 1 号は 50 歳以上となっ

ておりますが、町条例につきましては、国、地方税等の滞納となっておりますので一部は該当しない。別表新たに上上月住宅 10 戸の完成、三日月町の折口住宅と田此住宅の所在地表示に誤りの訂正、三日月祇園住宅の集会所が住宅用地の中に含まれていたのを、削除した一部改正であります。との説明であり質疑を求めましたが、質疑なし、討論なし、採決の結果、賛成者全員で可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（西岡正君） 以上で産業建設常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、委員長報告についての質疑を終結します。これより本案について討論に入ります、討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いをいたします。これより、本案について討論に入ります。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡正君） ないようですので、議案第 131 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。議案第 131 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 151 号工事請負契約の締結について

議長（西岡正君） 続いて日程第 5、議案第 151 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。議案書をお手元に配布いたしておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 議案第 151 号工事請負契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 2 条の規定に基づき、次の工事請負契約の締結について、議会の議決を求める。平成 18 年 6 月 27 日提出、佐用町長庵迢典章、1 契約の目的、学校施設整備事業、久崎小学校屋内運動場建設工事、2 契約の方法指名競争入札、3 契約金額 207,795,000 円内取引に係る消費税額 9,895,000 円、4 契約の相手方、住所姫路市安富町安志 1022 番 1、氏名株式会社成影工務店代表取締役成影登美男以上です

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。提案に対する当局の説明を求めます。町長庵迢典章君

町長（庵迢典章君） それではただ今上程いただきました、議案第 151 号工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます、この件につきまして事前に、工事内容等十分に御説明する機会がございまして、申し訳ございませんでした。工事内容につきまして図面の方を今日配布させていただきました、その内容を見ていただき御了承いただきたいと思います、本年度予算において改築を予定しておりました久崎小学校屋内運動場、鉄骨 2 階建て、延べ面積で 1122.36 平米の建設工事につきまして、平成 18 年 6 月 23 日、町役場保健センターにおいて、指名業者 14 社にて指名競争入札に付した結果 207,795,000 円、消費税込みで姫路市安富町安志 1022 番 1、株式会社成影工務店代表取締役成影登美男に落札を決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますようお願いを申し上げて提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案については、本日即決といたします。これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） では契約の方法について確認だけさせていただきます。町長は

町内業者 2 社を含めた 14 社で指名競争入札ということは、この議会で報告をされたわけでありますが、これは確認であります、その後指名競争入札を公募型の指名競争入札そういった契約に変えようとするような事を考えられたかどうか、そういう経過があったのか、其の点を確認しときたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長

町長（庵逄典章君） この入札の方法につきましては、前回御説明させていただきように、町内業者 2 社を含めて指名競争入札をさせていただきますということで報告をさせていただきました。公募型にすればという御意見も頂きましたけれども、町内業者の参加をさせるためにも指名競争入札という形をとらせていただきますという方向について変更はなく、執行させていただきましたのでよろしくお願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい平岡議員

18 番（平岡きぬ糸君） 指名競争入札の条件というたら、された内容について伺いたいですけれど、先程鍋島議員の方が公募型の指名競争入札という方法について考えられたかと言う質問がありましたけれど、町内業者 2 社を入れる形で公募型は可能だと私思うんですけど、指名競争入札にされたという条件等聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。はい町長

町長（庵逄典章君） こういう、大型の大規模工事につきましては、其の施工に当たりましては、経験と実績また会社の財政規模そういうものがしっかりとした請負業者にですね、施工をお願いするというのがそういう業者を選定するというのがまず望まれます。町内の建設業者におきまして、一応会社の規模といたしましては経営審査、経審といいまして県の審査を受けております其の点数がございます、そういうものが、町が決めております基準にしております、経営点数には達していませんけれども、これまでの経験の実際にやってきた経過、経験から見て施工する能力があるということで、選定をさせていただきます。公募型ということになりますと、其の町内業者の点

数にですね、合わせますと非常に色々な業者がたくさんあります。当然町外からの業者につきましては、その工事に見合う規模の経営点数、経審の点数をもった業者を制限つきで公募をさせていただきました。そういうことで町内業者の育成も考えて町内業者得を指名に参加させようとすれば、この指名という形をとらざるを得ないというふうに考えて指名競争入札したというところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。平岡きぬ糸議員

18 番（平岡きぬ糸君） 先程基準のことを、町長が答弁されたんですけど、県の基準からいってもこの程度 2 億余りの入札でしたら、町内の業者で可能な業者はあると思うんですけど、公正な入札をしていく上では、指名競争入札よりも制限付きの公募型のほうがより公正な入札業務ができると思いますので今回については指名競争入札の結果の議決案件ですけれども、入札のあり方についてこれからの方向について考え方を聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県のおいては、この規模であると町内業者は、現在の佐用町内に所在する業者の方が参加できる資格があると言われますけども、点数的にはありません、それには達しておりません。そういう中で町内の業者の皆さんに参加いただこうとすれば、それは町としてこの指名をするという形これは私はとる必要があるというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） 先程質問したのは、その後財政課と確認のなかで、公募型で審査してると言う話を聞いたものですから、そういう変更があったのかと言うことで質問いたしました。結果からしたら単なるミスだったというふうに、答弁なったんです。今後の問題で、公募型指名競争入札で経営審査点これは当然町内業者低いから難しいということでありまして、過去旧上月町でも公募型をやる場合に、町内業者に特別な配慮つまり基準の 8 割審査点で、町

内業者を優遇するというような処置をとって、公募型の指名競争入札を実施したそういった経過があります。そういうことからすればこれは法的に出来るわけであって、こういう問題の時にも町内業者が一定の優遇措置を設けて経営評点、審査点を低くした基準で公募型をやると、そういったことも出てくるんじゃないか、考え方としてこのように思うわけですけど、そういったやり方についてはどうですか。町内業者の優遇については

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 其の前に先程のその後、経過の公募型の検討をしたのかということに対してなんかミスったというような、言われましたけども、今の話の中で公募型を指示して今準備をしておりますのは、次にまたお願いしたいと思っておりますけれども臨時議会でもたご承認を賜りたいと思っているんですけども、平谷橋の橋梁の架設工事この件につきまして公募型での入札を行いたいということで今準備をしております、其の点については財政課が初めて公募型に取組むということで色々調査をして勉強しながらやらしているということでございます。町内業者の育成につきましては鍋島議員も言われたような各町でも色々検討されてそういう方法も取られたということもあるんじゃないかと思えます、そういうやり方、嵩上げをしてやるという方法と、公平に公募型ということのなりますと町としても何処にでも通用する公平なやり方をしなければいけません。そういう意味でしっかりとした業者に適正な競争も基に発注が出来る方法という、そして町内の業者にもそういう機会を与えるということの中で方法を色々考えていきたいと思っておりますけれども、今回はそういう考え方の基にこういう指名入札にさせていただきましたことについては御理解を賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員

17 番（山田弘治君） 工事について、当然卒業式を行いますので、それまでには完成という形がとられるのか

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育総務課長（山口 清君） 3 月末、卒業式より少し工期は後になりますけれども、工事の請負者と協議しながら、卒業式に当日にそこが使えるように言うことで進め参りたいと思います。練習等もありますけれども、練習の方はちょっと無理な状況にはなります、単年度の事業ですんで非常に工期が切迫しております、出来るだけ急いでやるということをお願いしながら進めて行きたいと思っています。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） 卒業式には、工期はそれ以降であるけれども、卒業式には間に合わせるということに理解させていただいたらいいんですね。

議長（西岡 正君） はい、他に。総務課長

教育総務課長（山口 清君） そのように考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、他に。ありませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。これより本案についての採決に入ります。議案第 151 号工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 152 号物品購入契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 6、議案第 152 号物品購入契約の締結についてを議題といたします。議案書をお手元に配布いたしておりますので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（岡本一良君） 議案第 152 号物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 3 条の規定に基づき、次の物品購入契約の締結について、議会の議決を求める。平成 18 年 6 月 27 日提出、佐用町長庵逄典章、1 契約の目的、消防ポンプ自動車（C D - 1 型）1 台の購入、2 契約の方法指名競争入札、3 契約金額 26,670,000 円、内取引に係る消費税額 1,270,000 円、4 契約の相手方住所石川県金沢市浅野本町口 145 番、氏名長野ポンプ株式会社代表取締役社長長野幸浩以上です

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。提案に対する当局の説明を求めます。町長庵逄典章君

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 152 号物品購入契約につきましても、この提案につきましても急遽提案させて頂いたような状況でございます、少し経過を説明させていただきますけども、消防ポンプ車の購入ということで、契約につきましては旧町の多くは物品の購入なんですけれども、製作する、注文製作ですね、されるということで請負契約の様な、として解して、議会の議決に、承認得ないと得るまでの規模で、金額に達していないということで、議会の承認を得ておられませんでした。しかし私は旧佐用町におきましては、不動産、動産ですから物品ということで、ですね議会の議決を付すべき金額であるということで、承認を得るべきだろうということで今回急遽申し訳ないんですけど、提案さしていただく状況になりましたので御理解いただきたいと思います。それでは提案説明をさせていただきます。本議案は平成 3 年度に配備した消防署の消防ポンプ自動車が 15 年を経過する中で約 280 件火災治安と 260 件の救助治安に出動するなど運用してまいりましたが、エンジン、車体及び消防ポンプに老朽化による機能劣化及び性能低

下がみられ、多額の修理費を必要とする状況のため、この度更新整備しようとするもので、新消防ポンプ自動車の概要はWキャブオーバー型、乗車定員6名の普通自動車4輪駆動方式でエンジンの排気量4,000CC、毎分2トン以上の放水が可能な消防ポンプの搭載を計画しております。平成18年6月19日佐用町消防本部で指名業者7社にて指名競争入札を行いました結果26,670,000円、消費税込みで石川県金沢市浅野本町口145番、長野ポンプ株式会社代表取締役社長長野幸浩に落札を決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げて提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決いたします。これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございますか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16番（川田真悟君） こういった特殊車両の耐用年数は、だいたいいくら位で今後これだけじゃなしに、まだもう1台や2台こういった似たような車両が有ると思うんですけども、その辺の計画も聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。消防長。

消防長（加藤隆久君） それではお答えいたします。この度の消防ポンプにつきましては15年ということで経過しております、大体今まで13年から15年位の耐用年数で更新をさせていただいております、今後の整備計画ということでございますけれども、来年度水槽付きポンプ車ですね、更新を予定いたしております、これにつきましては緊急援助隊の登録によりまして国庫補助が付くということでございますので、来年度水槽付き消防ポンプ自動車の更新を予定いたしております。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろいですか。川田議員

16 番（川田真悟君） 法的な耐用年数はもっと低い、6 年か 7 年位じゃないんですか。
大体それ以上倍位は、毎年つかいようということでしょ、もう一点廃車する
車そういった処理はどうされるんですか

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 一応仕様書のなかでは、受注業者が処分をするというようにう
たっております、現在県の方から廃車予定車両については申し出てくれいと、
海外の方へ、後進地と言うですか、そちらの方へ国で纏めて寄贈している
というようなことで、今年も一応廃車のある町、本部については申し出てくれ
い、するしないするは別ですけど、一応そういう形で県のほうには申出は
しております。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろいですか。川田議員

16 番（川田真悟君） その費用はどないしてん

議長（西岡 正君） はい、お答えください、消防長。

消防長（加藤隆久君） それは全て県持ちでございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 上月では、2 年に 10 件ほど 100%という、こうゆう特殊な場合
は入札が随契でやられたかどうか、あったわけでございますけれどこの 7 社
の中で入札率何パーセントで落ちたんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 87.89%でございます。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） さすが新佐用町になってですね、いいところを見せていただいた
と思っています。私上月に居りましてやっぱり競争させることによってなん
ば特殊な車両であっても、防衛庁の機密事項的なもので言うがままの、金額
じゃなくて、こういう消防車といえどもやはり競争入札によって 87.98%で落
ちたということは、やはり佐用町にとっては財政的に大変厳しいときであり
ますんで、まあ良かったかなとこのように思っております。こういうこと続
けてやっていただいきたいこのように思ってます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、答弁よろしいですか。他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員

17 番（山田弘治君） このポンプ車、配備時期ですね、何月頃ということと、長野ポ
ンプ株式会社は始めて聞く名前なんですけども、この株式会社が他に納車し
たポンプが有るんかどうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 配備時期でございますけども一応契約がですね、来年の 1 月 18
日でいうことで、契約期間 210 日、約 7 箇月となっております。それからこの
長野ポンプ株式会社でございますけれど、これ石川県の方に本社がございま
して今年もつい最近ですけども、明石市の消防本部さんのほうで積載車を入
札で落札されたということを聞いております。地盤が石川県でございますの
で、まだこちらの方、実績というのは少ないんですけどもやはり福井県、石
川県、滋賀県、京都ぐらいまで、はかなりの納車をされておる実績を資料と
して取寄せております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

17 番（山田弘治君） 佐用町の今回の 1 件だけということやね、

議長（西岡 正君） はい、ちょっともう一度お願いできますか、山田議員。

17 番（山田弘治君） 佐用町に、長野ポンプが受注したんは、今回が初めてで過去にはないということですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 佐用町では初めてでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。石堂議員

1 番（石堂 基君） 今回初めての発注ということで、特に仕様の内容の中で中間検査等の予定はされてるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください、消防長。

消防長（加藤隆久君） 仕様書の中に、うたっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。石堂議員

1 番（石堂 基君） 回数は。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 中間検査 1 回でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。石堂議員

1 番（石堂 基君） 内容の方は、其の時の判断になろうと思うんですけども、特に今回受注、発注が初めてという業者、それからまた先程の提案説明の中にありましたけど、一番機動力を発揮する車両だと思うんです、其のあたり特に署員出向いて行って、細かな配備等については図面なんかで指示されてると、思いますけども、実際に造る過程において、中間検査的な部分で色々署員の意見を取入れて改善していくと、言うようなことも必要かなと思います、是

非よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁入りますか。

1 番（石堂 基君） 入りません。

議長（西岡 正君） はい、他に、ないようですのでこれで質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

（討論なし と呼ぶ）

議長（西岡 正君） ないようですから、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。議案第 152 号物品購入契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩をいたします。開会を議場の時計で 20 分といたします。

休憩 11 時 10 分から 11 時 20 分まで

日程第 7、発議第 2 号及び発議第 3 号について

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、再開をいたします。

日程第 7、発議第 2 号及び発議第 3 号についてを一括議題といたします。本案につきましても、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、敏森正勝君

総務常任委員長（敏森正勝君） それでは発議第 2 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正する条例についてであります、説明は 6 月 6 日に発議者から提案説明を受けておりますので、質疑にはいっておりま

す、質疑はなく、動議がありました。動議内容は、新たな佐用町議会発足にあたり、種々条例並びにこれ以外の議会として検討すべき課題が本件以外にも考えられます。たとえば、合併協議会のなかでも論議のあった報酬の問題、また佐用町議会にはない政務調査等、再度全手当等についての制度の問題。議会議員に必要なもの、廃止すべきものなど再検討すべきではないか。よって、閉会中の総務常任委員会に付託することとし、継続審議として、動議の提案とする。という状況であります。その動議に対しまして討論を行いまして、反対討論として、動議の内容は、報酬から政務調査費、各種手当、全体を見直していこうという内容についてはそれは反対するものではありません。ただ、この費用弁償については、旧議会から懸案事項として、新議会になって考えたらと、前は否決された。その内容であります。これははじめをつけて、それから委員会として先ほどの報酬問題等、閉会中に審議していくということにすべきじゃないでしょうか、この案件に対する継続審議に反対し、即決を求めます。言うことに対しまして、賛成討論でございます。この費用弁償は、合併以前から正副議長間の中で充分審議し、費用弁償は佐用と南光町になく、上月と三日月町にあったということであります。いろいろ議論した結果、費用弁償は支給しろという形で、議会の中で決められてきてきた訳であります。再度改善されて見直そうという話もございますが、まだ決まってから 1 年もたっていない状況でありますし、議会の意思決定ですから、すぐ復するというのがなかなかのものか、いずれにしても、報酬の適正化という問題もあり、政務調査費の話も出ておりましたけれども、厳しい状況もありますし、慎重に審議をして住民も納得いくものにしていかなければならないので、閉会中の継続審査にして慎重に審議することに賛成ということでございます。もうひとつ賛成討論があり、採決にはいり賛成多数で継続審査となりました。発議第 3 号「佐用町議会議員倫理条例」についてであります、説明は 6 月 6 日に発議者よりありましたので、質疑に入っております、主なものをあげてみますと、三日月町議会の倫理条例の内容でありこの内容と地方自治法 92 条の 2 項で兼職の禁止がうたってあるわけで、文言は違いますが、内容は同じである。地方自治法で縛っているのに、なおかつこの条例で縛らなければいけないという問題がある、必要ないと思う。言うことに対しまして地方自治法の 92 条は、町との請負契約の関係で議員がその請負契約結んだ会社の役員等になってはならないというのが 92 条で、三日月町の条例ははるかにその枠を超えている、議員及び配偶者並びに二親等以内の親族、92 条は本人、その点ではかなり厳しい内容になってる。二親等以内なら本人と配偶者、祖父母から孫まで、兄弟も含めて 92 条を基本にしているが内容が違う。いうことであります。次に町民の責務となっているが、この責務まで入れたとは。

の質問に対しまして、民主的なまちづくりをしようというのが、倫理条例の根本にあると思う、当然議員は襟を正して町民も力あわせ不正等を排除していくことで、公職選挙法等でも町民を求めたらいけないと関係あるが町民と一緒に不正行為をなくしていこうということである、次の質問ですが、第4条の1に品位と名誉を損なうような行為とあるが、具体的にどういうものか、交通事故を起こした場合も入るのか、言論の自由というのは尊重しなければいけないが間違った報道等についても含まれているか。それに対しまして、品位と名誉を損なう行為において該当するかどうかは当然判断を議会にかけ、倫理条例の何条に違反する内容かどうか、その判断は具体的な知所で判断していくということになると思う。それから当然我々議会人として立候補する段階から志を求め、国・県それぞれ各市町村における倫理条例におきまして、地方自治法の92条の2の関連含めるそれぞれ理解をし自分の立場というものを定めており、当選の暁に責任をとるという基本的に住民に対して倫理というものを守っていると思う、あえて佐用町条例の中に置くべきなのか、置かなくても当然踏まえて自分自身も腹を決めて立候補したと思います。従って倫理条例は必要ないと思う、いうことでございました。それに対しましてその行為にあたるかどうかは第6条の倫理審査会の設置、そこで判断するということになっているということでもあります。また倫理条例が制定されてるところで、具体的に問題があって第6条の審査会を開いた事例がないか、程度の差がどうなのか、大きな問題であれば公職選挙法や92条で決められているし、小さな問題にまで倫理条例にひっかかるという度合はどうか、などこういった問題もありました。そこで討論を行いました、反対討論として、法で縛っている以上町で縛ると言うところが全国にどのくらいあるのか。非常に少ないということでもあります。二重に縛る必要がない、言うことであります。それに対しまして賛成討論ですが、議会の不正に対する、町民の目は非常に厳しい状況になってきている、この倫理条例は昨日始まった話ではなく、全国的には以前から議会の倫理条例を決めていこうという動きが出ている。県内は、12市町が倫理条例をもっている。佐用郡では三日月町がこの間この倫理条例を確立していたということで、旧町議会でやったそのままですけれども新町で受継いでいくべきだ。ということでもあります。ここで採決をおこない、反対多数で否決しております。

議長（西岡 正君） 以上で総務常任委員長の審査報告は終わりました、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、委員長報告について一括質疑を終結します。これより本案についての討論に入りますが、各発議ごとに討論・採決を続けていきますのでよろしく願いをいたします。これより、本案について討論に入ります。まず、発議第 2 号、「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について、討論はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） 私は本議案の継続審議に反対し、議決することを求めて討論いたします。議員の費用弁償廃止は町議選挙後議会で判断すべきとの理由で、3 月議会で継続審議とされたものであります、確かに地方自治法第 230 条第 1 項第 3 号では議員は費用弁償を受けることが出来るとなっていますが、議員が本会議、委員会に出席するという議員本来の職務に対して議員報酬が支給されていることを考えれば、委員会出席への費用弁償支給は給料の 2 重取りの批判は免れないものであります、旧佐用、南光両町議会が廃止をしていた経過からして、即時廃止すること求めて継続審議への反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に討論ございますか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これで本案について討論を終結いたします。続いて、本案に対しての採決に入ります。発議第 2 号、「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について、委員長報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 多数〕

議長（西岡 正君） 起立多数であります。よって本案は継続審査とされました。続いて、発議第 3 号、「佐用町議会議員倫理条例」の制定について、討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） 賛成討論よろしいか。

21 番（鍋島裕文君） 本議案の賛成討論をいたします。本条例案は其の目的で、議員は卑しくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定め町政に対する町民の信頼に応えることとし、議員の倫理基準を明確にしています。審議の中で地方自治法第 92 条があるのだから必要ないのではとの意見もありましたが、本議案はその対象を二親等以内の親族まで拡大して、法第 92 条に実効性を持たせるものとなっており、いわゆる法の網を潜りにくくしているものであります、旧三日月町議会で制定されていたという経過からしても、合併協議会で当然制定せれるものであることを指摘し、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。発議第 3 号、「佐用町議会議員倫理条例」の制定について、委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をします。発議第 3 号、「佐用町議会議員倫理条例」の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 少数〕

議長（西岡 正君） 起立少数であります。よって発議第 3 号、「佐用町議会議員倫理条例」の制定については、原案のおり否決されました。

日程第 8、発議第 4 号、発議第 5 号及び発議第 7 号について

議長（西岡 正君） 日程第 8、発議第 4 号、発議第 5 号及び発議第 7 号についてを

一括議題といたします。本案につきましても、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより厚生常任委員長の審査報告を求めます。
厚生常任委員長松尾文雄君

厚生常任委員長（松尾文雄君）　　厚生常任委員会の報告をおこないます、発議３件につきましては、６月６日発議者から提案説明を受けておりましたので、質疑から入りました、また質疑に対しての答弁は賛成議員にお願いをいたしました。それでは発議第４号「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定についてであります。予算関係はどうなる、料金的には保護者が負担するのか、当局からどれぐらいな予算措置をするのかの質疑に対し、利用者から入る分は、１人５,０００円、人件費が一番大きく穴栗では町の臨時職員で時間８００円、６時までの学童の場合で１日３時間程度との答弁がありました。町が学童保育のことを検討されているのには不満で条例を出したのかの質疑に対して、条例提案の第一の目的は町の責任を明確にするためですとの答弁がありました。討論は反対、賛成それぞれあり採決の結果、賛成者３、反対者２で発議第４号「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定については原案のとおり可決です。発議第５号佐用町上水道及び簡易水道条例の一部を改正する条例についてであります、合併協議会の中で料金の統一をしようということが決まっているが、それには反対ということかの質疑に対して、三日月がアップ率が高いので急激な増加で負担がかかるとの答弁がありました、討論は反対、賛成それぞれあり採決の結果、賛成者３、反対者２で発議第５号佐用町上水道及び簡易水道条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決です。発議第７号「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例についてであります、質疑はなく、討論は反対、賛成それぞれあり採決の結果、賛成者３、反対者２で発議第７号「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について原案のとおり可決です。以上厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君）　　以上で厚生常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告について一括質疑に入ります。質疑のある方ございますか。

〔質疑なし　と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）　　ないようですので、以上で委員長報告についての一括質疑を結びます。これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。これより、本案に

ついて討論に入ります。討論ございますか、ないようですので。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい平岡議員

18 番（平岡きぬ糸君） 賛成です。発議第 4 号、「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について賛成の立場で討論を行います、児童の健全育成推進について、近年少子化に進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など児童を取巻く環境が大きく変化してきており児童をめぐる問題の複雑化、多様化に適切に対応することが困難になっていることから質の高い子育て支援制度として平成 10 年 4 月 1 日から放課後児童健全育成事業実施要綱が定められ法律が施行されております。学童保育の実現は各旧町ごとに子どもが行ったアンケートでも多く寄せられた要求です、子どもを持つ親たちの要求に応えて学童保育を増やすことが町に求められています。学童保育は全国的に保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校 1 年から 3 年生が対象その他健全育成上指導を要する児童で保育所や学校、児童館の余裕教室などを活用し実施がされております。本年度佐用町で取組みを試行的にマリア幼稚園で実施されますが必要な地域全てに整備していくための条例制定であり賛成します。

議長（西岡 正君） はい、他に、ないようですから、発議第 4 号、「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。発議第 4 号、「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について、委員長の報告では可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 少数〕

議長（西岡 正君） 起立少数であります。よって委員長の報告は否決されました。発議第 4 号、「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定については否決されました。続いて発議第 5 号、「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について、討論はございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員

20 番（吉井秀美君） 発議第 5 号、「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について賛成の討論をいたします。町長は合併を推進するに当たって其の効果を行財政の効率化で住民のニーズに対応した行財政運営や行政サービスの強化を説いてきたわけですが、保育時間、出生祝金、施設使用料、使用料金免除など旧町時代の優れた施策を調整というなかで、後退させています。外出支援についても旧南光のひまわりサービスの後退を提案しましたが、抵抗が大きく検討継続となっています、これらについて町民から合併で良くなったことが何があるのかと言われている実態があります、特に旧三日月町では水道料金が昨年 10 月から 1 箇月の基本料金が 31%とも引上げられ、国保税も大幅な引上げになりました。水道は日々の生活に欠かせないものであり負担の低い町に合わせて欲しいというのが町民の強い要望です、一般財源の繰入で料金の引下げを行うことが必要と考え提案に賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか、ないようですので、本案についての討論を終結いたします。続いて、本案についての採決に入ります。発議第 5 号、「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について、委員長の報告の可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 少数〕

議長（西岡 正君） 起立少数と認めます。よって委員長の報告は否決されました。よって発議第 5 号、「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例については否決されました。発議第 7 号、「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について、討論はございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員

5 番（笹田鈴香君） 私は発議第 7 号、「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について賛成の討論をさせていただきます。佐用町でも少子化問題は深刻化になっています、これからの佐用町にとってなによりも先に考えていなくてはならない課題ではないでしょうか、ところが昨年 10 月の合併と同

時に出生祝金について言いますと旧上月町で実施していました第一子目が 100,000 円、2 子目から 100,000 円ずつの増額、また旧南光町の 100,000 円もなくして 50,000 円に引下げられました、折角の子育て支援です、高い方にあわすのが本来ではないでしょうか、また子育て中のお父さん、お母さんにとって、子どもの医療費は切実です、子どもの病気は待ったはありません、直ぐ隣の美作市では昨年 3 月の合併と同時に義務教育修了まで医療費を無料にしました。乳幼児の頃は熱がでたり、また転んで怪我などして病院へよく行くことがあります年齢が上がると病院にかかる回数は減ります、現行の小学校就学前までの無料を義務教育修了まで無料にしても町の負担は比例して増えるものでは有りません。社会情勢をみても生活は大変です、若者定住、少子化対策の一つとして義務教育修了まで医療費の無料化を実現すべきだと考え討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか、ないようですので、これで討論を終結いたします。続いて本案についての採決に入ります。発議第 7 号、「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 少数〕

議長（西岡 正君） 起立少数と認めます。よって委員長報告は否決されました。よって発議第 7 号、「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例については否決されました。

日程第 9、発議第 6 号、「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 9、発議第 6 号、「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長森本和生君

産業建設常任委員長（森本和生君） 本議会において本委員会に付託されました、

発議 6 号に対し、次のとおり産業建設常任委員会を開催いたしましたので主要な審議の経過及び結果を報告いたします。日時平成 18 年 6 月 16 日 9 時 27 分から 11 時 5 分まで、場所役場 3 階委員控室、出席者、委員全員、議長、当局から町長、助役、農林振興課長、住宅管理課長計 4 名、議会事務局長、副局長で、先の議案 131 号に引続き審査をしたものであります、発議第 6 号品目横断的経営安定対策に係る意見書の提出について、提出者が委員の中におられますので補足説明を求めました、品目横断的経営安全対策は佐用町で影響があるのは、米、麦と大豆で、何が問題かと言うと大規模農家しか補助金がない。担い手としては大きな集落に営農なんか作って、それに農業を任せなさい、という方針ですから、本町としてはもっと小さい家族経営とか柔軟にした方が農家の経営は安定するということでの意見書であります、質疑として、本案についての制度と本町に与える影響について農林振興課長が答弁いたしております、現在法人化でされているのは東徳久の農事法人組合が 1 箇所です、国としてはこのような組織を目指してきた地域の集団営農を作るように進めている、今は集団転作をされている地域はそこも含めてですが 20 集落ある、そのようなところが東徳久のような営農組織の計画に入ってほしいという説明を行っているまた認定農業者という制度があるが、個人では 2.6 ヘクタールの畑地も含めてで農業経営施策をやっていただく人は該当になり、個人で麦とか大豆を生産しているが非常に少なく、ほとんどが集団転作が佐用町では多い。今までの制度は産地づくり交付金というのが転作であるが、この制度はまだある。単価は国の方が下げてくると思う。質疑として施行された場合、米の過剰生産、調整が出来ず、米価が暴落する不安があると書いてあるが、生産調整が出来なくなるということを意味しているのか。農林振興課長、生産調整は今までどおり継続される、要は農協へ出荷したら国が交付金を出して高く買う、その制度が品目横断的経営です。質疑、20 集落の中に入っている方との話で経理の一元化でやる気のある方とそうでない人の格差は。農林振興課長、問題は集落でまとまってもらわなければこの制度には乗れない、将来は法人化に向けて 5 つの条件がある。意見として、何が佐用町に影響があるか、ほとんどこの対策は米づくりに対するものだ。国の米づくりをどうするか、米づくりは大きな農家、認定農業者に任せ、一定規模に。

1 反や 2 反の農家は作るのをやめようとしている、荒地対策のために集団営農のための対策と思う。認定農業者の方が、話が早い、認定農業者が大規模経営者の農家であるから。農業は集団的にやってこそ農地が守れる、国がその対策をしている、土地を守るため交付金を交付する。意欲ある担い手農家に限定して経営の安定化を図るのが目的だ。兼業農家は他の収入がある、専業農家を作って農業で生活できるようにしていくのが目的で救済す

る制度だ。佐用の農地が守れるかは、認定農業者や大きい農家に限定したら守れるか、20 団体しか農地の保全が出来なくなる。等々の意見が出たが、本町にとって品目横断経営安定対策が必要であるか否かに議論が集中した。ところであります。質疑も打切り、討論はなし、採決の結果、賛成者少数で否決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（西岡 正君） 以上で産業建設常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。これより本案についての討論に入ります、討論ございますか。これより、本案についての討論に入ります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 発議第 6 号について、反対討論をおこなわせていただきます。今回の農政改革の根底にあるものは危機感であると言われております、野菜や果実、畜産経営では担い手がそれなりに育ちつつあるが本家本元の米をはじめとした土地利用型農業は小規模の経営規模が続いております。しかも高齢化で 10 年後の農家数は今より 4 割近く減ってしまうと言われております。将来見えるのは本町の農地でも草ぼうぼうで、耕作放棄地ばかりという姿でないかと思ひます、需給率も下がり大変な状況なる状況でございます、やる気と能力のある農家に投資し 10 年後目途にサラリーマン並みの所得を上げられる安定した農家を育てるには今回がラストチャンスと思ひます、全農家を対象としてきた品目ごとの価格政策から経営に着目する所得政策に転換する、農地を担い手に集積し効率的に生産できる農業構造に改革するのが目的であります。そうしないと輸入農産物と国産農産物の価格差が大きくなるため日本の農業は成り立たないと思ひます。よって本案に対し反対いたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、他に。はい、笹田議員

5 番（笹田静香君） 私は本案に賛成の立場で討論いたします。政府は昨年 10 月、品目横断的経営安定対策に基づき其の作業が推し進められています、地域の実情を無視した早急な取組に関係者の中では不安と混乱が生じています、品目横断的経営安定対策はこれまでの全農家を対象にした小麦、大豆など品目ごとの価格対策を廃止して 19 年度から要件を満たす農家、集落営農だけを対象として諸外国との生産格差の是正、つまり下駄と言われるものをならしと言われる収入変動による影響、格差、影響緩和を組合わせた経営安定対策を実施するものです、佐用町では該当するのは 20 集落ぐらいと言われました、見ましてもわかりますように単純計算ですけども佐用町では 142 集落あります、120 集落は対象外になってしまいますまた条件をみましても一つ目に農用地の利用集積面積また二つ目に規約、三つ目に経理の一元化、四つ目に主なる従業者の所得目標の設定、そして五つ目に農業法人化へ、計画というこういった五つの大変難しい条件をクリアしなければなりません、このうちの一つの集積面積をみても集落営農は 20 ヘクタール以上となっています、県は緩和措置をとるといっていますが、それでも 11 ヘクタールです、認定農家についても 4 ヘクタール、緩和措置をしても 2.6 ヘクタールといっています、しかし佐用町のような中山間地では大変難しい問題です、担い手育成を言いながら多数の農家を農政から外すものであり 19 年度からのこの制度の開始は一旦凍結するべきだと考え討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。ないようですから、討論を終結いたします。続いて本案についての採決に入ります。発議第 6 号、「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について、委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。発議第 6 号、「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 少数〕

議長（西岡 正君） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり否決されました。

日程第 10、請願第 2 号、「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件」について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、請願第 2 号、「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件」について、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長敏森正勝君

総務常任委員長（敏森正勝君） 請願第 2 号、「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件」についてであります。説明は紹介議員であります山田弘治議員よりありました、質疑に入っております、今年の 3 月議会において、三位一体関連で、2 分の 1 の国庫負担が 3 分の 1 ということで削減された、大きな影響がでてくるものと思われる、法律が変えられたばかりみたいだが、2 分の 1 にもどすという意向が必要になってくるのではないかと。それに対しまして、3 分の 1 に今年からなっているので、4 分の 1 に更なる削減にならないようにお願いする。これ以上、減らしたら困るということであります。討論なく、採決をし、全員賛成で採択となりました。陳情第 1 号町有地に関する陳情書についてであります、財政課長より説明がありました。平成 17 年の 7 月 22 日に旧佐用町で陳情として出てまいりました、17 年 9 月議会で提案させていただき、9 月 26 日全員賛成のもと採択受けましたが、地方自治法 255 条の関係で配置分合関係の条文があるなかに、普通公共団体の配置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継するという文言があります。合併によって執行してないものについて、今回のような契約が成立しておりませんのんで、これは消滅したということになり、再度佐用高校 100 周年記念事業を平成 21 年にされるということで、その同窓会館の改築をされる予定地、その底地が旧佐用町、現佐用町の土地であるということで、底地の分を県に寄附したいということであり、今回、新たに上がってきたわけであります。平米数にして、742.51 平米の用地であります。現在その上に同窓会館が建っておる用地であります、町としてこれをどうすることもできない状況にあるという用地であります。との説明でありました。質疑 1 件ありました、解釈としては、もともと佐用の議会で議決したが、登記が遅れたので合併して変わってしまったと、再度協議して欲しいということか。いう状況であります。討論なく、採決をし、全員賛成で採択しております。

議長（西岡 正君） 以上で総務常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告について質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。これより本案についての討論に入ります、討論議ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） 請願第 2 号、賛成の立場で討論させていただきます、憲法に照らしても国が国民の教育を受ける権利を保障することは当然のことであり、この責任を地方に転嫁して国の責任を放棄することは許されないものであります、しかし先の通常国会で政府は国の負担率を 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減を強行しました、負担率の削減は国の果すべき責任を縮小させ、地方に其の責任を押し付けるものでありこの強行を厳しく抗議するとともに早急に元の負担率に戻すことを求めて賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。ないようですので、請願第 2 号、「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件」についての討論を終結いたします。続いて、本案について採決に入ります。請願第 2 号、「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件」について、委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり採択されました。

日程第 11、陳情第 1 号、「町有地に関する陳情書」について

議長（西岡 正君） 日程第 11、陳情第 1 号、「町有地に関する陳情書」について、所

管の常任委員会に審査を付託いたしておりました、先程委員長の方から報告がございましたので、委員長の報告を省略いたします。これより本案について討論に入ります、討論ございますか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案についての討論を終結いたします。陳情第 1 号、「町有地に関する陳情書」について討論を終結いたしました、続いて、本案についての採決に入ります。陳情第 1 号、「町有地に関する陳情書」について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり採択されました。

日程第 12 発議第 11 号、「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出について、

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 12 に移ります。発議第 11 号、「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出について、を議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。17 番山田議員

17 番（山田弘治君） ただ今議題となりました、発議第 11 号につきまして提案説明をいたします「地方分権の推進に関する意見書（案）」現在国においては骨太の方針、2006 年の策定に向け地方歳出の削減を含む歳入歳出一体改革の具体案作成の議論が進められております。取分け政府与党の財政経済一体会議では歳出削減と歳入確保に関する選択肢など国民に示すべく議論が行われております。地方の自主性、主体性を高め分権型社会を構築するためには地方の自主財源比率を高めることが必要不可欠であり今年度の地方交付税、地方税等の一般財源は昨年 11 月の三位一体改革に関する政府与党合意に基づき、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額が確保されたところでもあります、しかしながら経済財政諮問会議等においては、地方のプライマリーバランスが黒字であるとして地方交付税を一方的に削減するといった議論が進められ

ているところであります、そもそも地方交付税は中間支出であって社会保障や公共事業等の最終支出と同列に扱えるものではないまた地方公共団体の行う基本的な行政サービスの大部分が国関連事業であり国と地方が財源を持合う共同で実施している現状においては、国、地方が通じた行政サービスの内容や水準を見直すことなく地方交付税を削減することは出来ない、地方交付税等の改革が地方の自主性、主体性を高める改革になるようまた三位一体の改革については平成 19 年度以降の第 2 期改革の道筋を明らかになるよう下記事項の実現について強く要望する、記 1 国、地方の税配分の見直し、1 国・地方の税配分の見直し、我が国の財政は、租税収入において、国、地方 3 : 2 となっているのに対し、最終支出では、国、地方 2 : 3 となっており、税配分と最終支出の間に大きな乖離が存在している。したがって、当面国税と地方税の割合、1 : 1 を目標に、税源の偏在に留意しながら税源移譲を行うこと。2 地方交付税の機能確保、(1)国・地方を通じた財政再建にあたっては、地方交付税のみを一方的に削減するのではなく、厳しい現状に至った国の責任も踏まえ、赤字国債を財源とする国の事業の整理・合理化を徹底すること。(2)交付税算定基準の見直しにあたっては、過疎・離島地域の行政需要や災害の発生等人口・面積に左右されない需要を十分に踏まえること。(3)不交付団体比率を高めるには、地方公共団体が引き続き必要な行政サービスを実施できるよう、地方税を充実すること。(4)国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。(5)地方交付税の制度改革にあたっては、地方六団体が国に提出した地方分権の推進に関する意見に基づき、地方交付税を地方共有税へ転換し、その財源については国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰入れ、地方の財源不足については、法定率の引き上げなどにより対応すること。3 公営企業金融公庫の廃止にともなう措置、(1)小規模な市町においても公共施設を円滑に整備できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。(2)現在の公庫の財務基盤、債券借換損失引当金等については、新たな組織に確実に承継させること。(3)上記事項を確実なものとするため、新たな法的枠組みを構築すること。4 道路特定財源の地方配分の強化、地方の道路整備が遅れていること、道路特定財源の地方への配分が少ないことを踏まえ、地方への配分割合を高めること。5 直轄事業負担金の廃止、直轄事業負担金は廃止すること。特に維持管理に関する直轄事業負担金については直ちに廃止すること。6 第二期改革の実現、(1)第一期改革に引続き、平成 19 年度以降の第二期改革への道筋を明らかにすること。(2)国庫補助負担金等の改革については、一昨年地方六団体を取りまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案」を踏まえ行うこと。7 国と地方の調整機関の設定、上記項目について、

国と地方の代表者が協議を行うための場の設定を制度化すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 18 年 6 月 27 日、議員各位の御賛同をお願い申し上げ提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございませんか、

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより発議に対する討論に入ります。ございますか、

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。これより発議について採決に入ります。発議第 11 号、「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって、発議第 11 号、「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出について、可決されました。ここで資料配布のためしばらく休憩します。

12 時 12 分から
休 憩
12 時 14 分まで

日程第 13 所管事務調査について

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13 は、所管事務調査についてであります。お諮りいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査について、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

『異議なしの声』

ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。

これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

『異議なしの声』

ご異議ないと認めます。

よって、第 7 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 12 時 16 分

【議長閉会あいさつ】

閉会に当たりまして一言御あいさつを申し上げます、さる 6 月の 6 日から 22 日間慎重に御審議いただきました、議長として心より感謝を申し上げるところでございます、5 月には臨時議会があったわけでありますけれども、今議会が事実上改選後初めての議会ということになると思います。議員各位におかれまして、今回の選挙の中で多くの公約をされてきたと思います、どうか健康に充分御留意されまして公約実現のために全力を尽くしていただきたいと思います、また職員の皆さん方におかれましても本、本会議のなかで、多く出てまいりましたが財政きわめて苦しい中でございます、どうか町長と共に新町発展のために御尽力いただきますことをお願い申し上げまして閉会にあいさついたします。

【町長あいさつ】

どうもお疲れ様でございました、6月の定例議会の閉会に当たりまして一言お礼の御あいさつをさせていただきます、この議会は18年度が始まって最初の議会、始まったばかりでありますけども、まだ合併後の調整事項も色々有りまして沢山の案件を、提案をさせていただきました。いずれも慎重審議を頂きまして提案どおりご承認を頂きましたことに厚くお礼申し上げます、ありがとうございました。皆さん方から色々御指摘また御意見を頂きました点につきましては今後各事務事業の執行にあたりまして充分留意をいたしまして、反映できるものは反映させていただき、町民皆さんの御期待に少しでも応えられるように町政運営に鋭意、努めてまいりたいと思っております。今後の皆さんの御指導と御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。季節は今、梅雨の盛りですけども7月に入りまして、入りますと梅雨明け後また暑い暑い、夏がやってまいります、皆さんには暑さに負けず健康に留意されまして調整発展のために益々御活躍いただきますように御祈念申し上げまして御あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
